




高遊原エレベーター保守

| 業務隊長 | 所 掌 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 派遣隊長 | 施設班長 | 工事企画 | 管財 |
|  |  |  |  |  |

| 合 議 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 管理科長 | 営繕班長 | 工事企画 | 管財主任 | 施設管理 |
|  |  |  |  |  |

仕様書

| | | | |
|----|-------------|-------|----------------|
| 件名 | 高遊原エレベーター保守 | 所属 | 健軍駐屯地業務隊高遊原派遣隊 |
| | | 作成年月日 | 令和6年 2月 7日 |
| | | 作成者 | 防衛事務官 梅井 美穂 |

1 総則

本仕様書は、「高遊原エレベーター保守」について適用する。

2 場所

熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地

3 実施事項

分屯地内の荷物用エレベーター（日立OUF—800—2S45）の保守点検

4 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書による他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）」及び関係法令に基づき実施する。
- (2) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、請負者が補償及び賠償の責を負うこと。
- (3) 本役務の安全管理については、請負者の負担と責任において実施すること。
- (4) その他疑義が生じた場合は、監督官と調整の上実施する。

5 特記事項

- (1) 保守点検項目は、「保守点検項目表」のとおりとする。
- (2) 保守にあたっての部品・消耗品等の調整・修理及び交換は請負者負担の上実施すること（フルメンテナンス）。ただし、次の事項は除く。
 - ア 建築保全業務共通仕様書 表7.2.2の項目以外の事項
 - イ 巻上機の一式取替、ギヤケース取替
 - ウ 電動機の一式取替、フレーム取替
 - エ 制御盤等の一式取替、キャビネット取替
 - オ 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー
 - カ 意匠部品（かご、かご乗場操作盤、表示器、かご床タイル、内装シート、かごの戸、敷居、乗場戸、三方枠）の塗装、メッキ直し、清掃又は取替
 - キ 建築保全業務共通仕様書 表7.2.5(a)から表7.2.8備考欄（※）を記した事項
 - ク 使用者側の不注意、不当な使用・管理により発生した事項
- (3) 保守点検実施者は、昇降機点検資格者の資格を有する者とし、監督官の指示に従いその写しを一部提出すること。
- (4) 保守点検期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間とし、毎月1回現地の保守点検を行うこととする。実施日は、監督官と調整するものとする。
- (5) 現地保守点検後、点検報告書（様式随意）を提出すること。なお、別途経費を必要とする修繕箇所等が発生した場合は、書面等にて監督官に報告するとともに、見積書を提出すること。

6 保守点検項目表

| 区 分 | 項 目 |
|------|---|
| かご | 運行状態、戸のスイッチ、かご戸及び敷居、戸閉め安全装置、操作盤及び位置表示灯、外部連絡装置、内装、照明、ファン、停止スイッチ、停電灯装置 |
| かご回り | かご上、かご戸回り、かご上ステーション、インダクタ着床リレー、ガイドシユュー、給油器、救出口、かご上及びかご下各機器、非常停止装置、はかり装置及びかご回り環境状況 |
| 乗 場 | 戸の開閉状態、ドアインターロックスイッチ、乗場ボタン、表示ランプ |
| 昇降路 | リミットスイッチ、位置スイッチ、配管配線継ぎ箱、ガイドレール、ロープ着床スイッチブレード、移動ケーブル、乗場戸回り及び昇降路環境状況 |
| ピット | 環境状況、緩衝器、張り車、つり合おもり底部隙間 |
| その他 | 地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電自動着床装置 |

7 エレベーター緒元

| | |
|--------|--|
| 型式用途 | 機械室レス OUF-800-2S45 (荷物用) |
| 定格積載質量 | 800kg |
| 定格速度 | 45m/min |
| 運転方式 | VF単式自動方式 |
| 停止階 | 2箇所 (1, 2階) |
| 付加装置 | 地震時管制運転装置 (S波地震時) 火災時管制運転装置 (自動) 停止持自動着床装置 |

